

企画情報課

1 カネミ油症対策

従前の経緯

- 昭和43年に西日本を中心に発生した米ぬか油を原因とする食中毒事件。
- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいた健康実態調査の調査結果について、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられた。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」が策定され、平成24年11月30日に告示された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、平成25年6月21日に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。

- 平成27年9月に法施行後3年を迎えたことから、法附則第2条の規定に基づく必要な措置の一環として、国は、三者協議において、これまでの施策に加えて、
- ①患者が油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実すること
 - ②効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進すること
 - ③都道府県に相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築すること
 - ④油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大を図ること
- の4つの支援措置を示し、平成28年4月に「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」の一部改正を行ったところである。

今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、施策の総合的な推進を図る。特に、平成28年4月に改正した基本指針に基づき、これまでの施策に加えて、相談体制の充実など4つの支援策を実施し、施策の更なる推進を図る。

※これまでの主な進捗状況

①健康実態調査の実施

平成25年度の調査協力者：1,406名
平成26年度の調査協力者：1,437名
平成27年度の調査協力者：1,443名
平成28年度の調査協力者：1,437名

②油症患者の認定

平成24年12月3日に診断基準を改定。平成28年12月末までの認定患者数は、2,295人（うち同居家族認定は303人）。

③三者協議の開催

国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者協議が、平成28年7月2日（第8回）及び平成29年1月21日（第9回）に開催され、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

- 相談体制の充実にあたっては、都道府県に設置する相談支援員向けの業務マニュアルを油症治療研究班と連携して作成し、平成28年4月から国の委託事業として、都道府県等に相談支援員を設置している。現在のところ、広島県、高知県、福岡県、長崎県及び九州大学に設置している（各1名、計5名）。

また、相談支援員に対し、基本的な知識の習得や意見交換の機会を確保するため、平成29年度においても、引き続き、相談支援員研修会を継続して実施する等、患者への相談支援体制の確保に努める。

都道府県等に対する要請

- 1月26日に開催したカネミ油症行政担当者会議において、各都道府県等にご対応いただきたい事項をお願いしたところであるが、改めて以下に掲げるカネミ油症患者の支援等に関して、引き続きご協力をいただくよう、重ねてお願いする。
- 各都道府県等における油症患者の認定手続きについて、引き続き円滑な実施をお願いする。また、認定時には、国への状況報告も引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続き、お願いする。
- 患者から、居住地の移転に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県等に提供するようお願いする。
- 法の趣旨に鑑み、健康実態調査の実施及び調査協力者への健康調査支援絵金の支払い等の支援措置を確実に実施する必要があるため、平成28年度末現在の患者数等の情報について、今後調査をお願いするので、必要に応じて、管下市区町村が保有する住民基本台帳情報との突合を行うなどにより、正確な情報の把握及び報告にご協力をお願いする。
- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、平成29年度以降も協力をお願いする。なお、実施にあたっては、患者の方々からの要請を踏まえ、予算成立後、速やかな調査をお願いしているところであり、引き続きよろしくお願いする。
- 健康調査支援金の支払いについて、従来は調査票の確認後9月末までの支払いをお願いしていたが、三者協議での患者団体の意見を踏まえ、出来るだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払っていただけるようお願いする。なお、健康調査支援金の支給対象者が生活保護受給者の場合は、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」（平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知）を参照していただきたい。

○ カネミ油症検診については、油症治療研究班に関係自治体が参画して実施しているところであるが、引き続き、油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備をお願いする。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるよう工夫をお願いする。

加えて、未認定者が検診を受診した際には、懇切丁寧に対応してほしいとの患者の声もあるので、配慮をお願いする。

また、健康実態調査票の送付の際に検診の案内を同封するなど検診の周知について協力をお願いする。

○ 相談支援体制については、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいなどの要望が患者から寄せられていることから、患者への支援の充実等を図るため、国の委託事業を積極的に活用することにより、相談支援員を設置する等適切な相談対応をお願いする。

○ 油症患者受療券利用可能医療機関の拡大について、平成29年度においては、平成28年4月に改正された基本指針において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされていること及び三者協議での患者団体の要望を踏まえ、患者から希望があった全ての医療機関への要請を行うこととしたいと考えている。

追って、個別の医療機関に対する受療券の利用に係る要請について、対象医療機関が所在する都府県（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県）及び医師会等に対して、協力依頼を送付したいと考えているので、ご協力をお願いする。

○ 患者が油症患者受療券を利用した場合の診療報酬に係る明細書に関し、保険医療機関は、一部負担金等の支払いがない方についても、求められたときは、明細書を無償で発行しなければならないとされているので、平成28年3月4日付け保発0304第11号各地方厚生局長及び都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知をご参照願いたい。

○ 平成25年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成したところである。また、医療従事者への的確な普及啓発等のため、平成28年12月に厚生労働省ホームページのレイアウトを改善しているので、これらを活用し、引き続き、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いする。

2 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 昭和30年に西日本を中心に、人工栄養の乳幼児の間に発生した食中毒事件。
- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、「(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化に伴い、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となってくることや更なる行政協力を推進していくため、平成25年2月27日付けで、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)、「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長、障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を改正し、また、「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長、老高発0227第1号老健局高齢者支援課長、老振発0227第1号同局振興課長、老老発0227第2号同局老人保健長連名通知)を発出したところである。
- 高齢期を迎えた障害を持つ被害者が直面している生活の場の確保に関連して、前掲の施設入所等に関する通知を再周知するため、各都道府県に対し、「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成28年9月26日事務連絡)を発出した(別紙参照)。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知(平成26年8月28日食安企発0828第2号一部改正))を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。

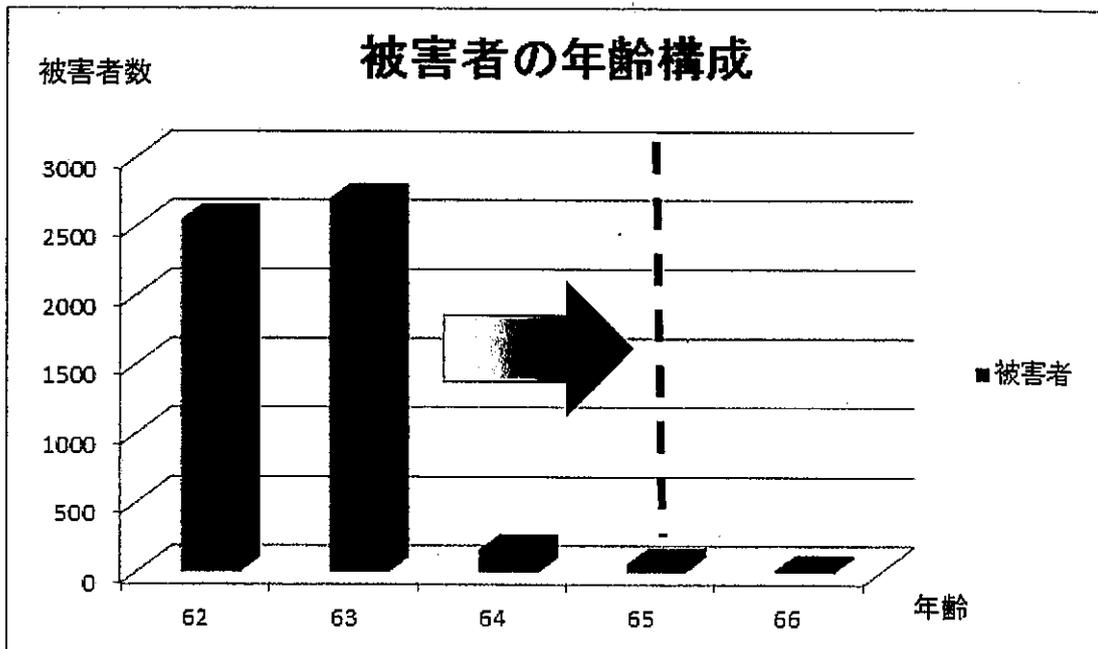
- 平成29年1月、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財)ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を要請した。

今後の取組

- 被害者の多くが60歳代を越え、中でも障害を有する被害者の方やその親族の高齢化に伴い、施設入所やグループホームに入所・利用するための生活の場の確保や、まもなく65歳を迎えて介護保険サービスに移行する際にそれまで利用していた障害福祉サービスが受けられなくなるのではないかとといった課題・不安を抱えている。

こうした状況を踏まえ、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

○被害者の年齢構成



出典：(公財)ひかり協会提供データを加工して作成

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、被害者の置かれた状況を踏まえ、引き続き、次に掲げる5点について、配慮をお願いする。
- ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 厚生労働省の関係通知や「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等による厚生労働省から都道府県等への行政協力の依頼内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。
(例:「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日付社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課事務連絡))
 - ④ 市町村に対し、(公財)ひかり協会が作成している現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報取り扱いに留意し、交付すること。
 - ⑤ 「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成28年9月26日事務連絡)において、取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続及び実際に支給決定等の事務を行う市町村への周知を依頼しており、引き続き、施設入所等の取組が促進されるよう、ひかり協会と連携して適切な対応を行うこと。

事務連絡
平成28年9月26日

各都道府県

衛生主管部（局）
障害保健福祉主管部（局）
介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
企画情報課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課

厚生労働省老健局
総務課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組
に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業のうち、施設入所等の取組に関する支援については、別添のとおり協力を依頼するとともに、関係主管課長会議等において周知しているところです。

森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、高齢化に伴う心身機能の低下等により、障害福祉制度、介護保険制度によるものを問わず、今後の生活の場を確保する必要がますます高まっています。例えば、既に施設に入所している被害者において、医療機関での入院治療等のため、施設を退所せざるを得なくなった場合に、治療等の内容によっては、退院後に施設に再度入所することができず、やむなく転院による入院を継続することとなり、結果として、安定した生活の場を失う事例が生じています。

つきましては、このような事例の解消のためにも、被害者等又は（公財）ひかり協会から相談があった場合には、被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、施設入所等及びそのための事前対策に関する取組が促進されるよう、以下の取組例もご参考の上、引き続き、特段のご配慮をお願いするとともに、市町村においても適切な対応が行われるよう、別添の「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」及び「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への協力について（依頼）」と併せて管内市町村あて周知をお願いします。

（取組例）

- 1 関係部局、市町村等の関係行政機関が、緊密な連携の下、施設入所等の必要性が生じた被害者等から求めがあった場合には、被害者本人の置かれた状況を速やかに把握するとともに、施設事業者等とも必要に応じて連絡を取り合いながら、適切な制度やサービスの利用がなされるよう支援する。
- 2 施設入所が実現する等、被害者が安定した生活の場を確保するまでの間、前項の取組を継続するよう努める。

食安企発第 0122001号
障 障 発 0122001号
平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)
(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県
〔 衛生主管部（局）長
障害保健福祉主管部（局）長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣	齋 藤 邦 吉	
	署 名	印
森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長	岩 月 祝	一
	署 名	印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇	
	署 名	印



食安企発0227第3号
 老高発0227第1号
 老振発0227第1号
 老老発0227第2号
 平成25年2月27日

各都道府県
 衛生主管部（局）長
 介護保険主管部（局）長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
 企画情報課



厚生労働省老健局
 高齢者支援課



振興課



老人保健課



（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の
 介護サービスの利用等に関する相談への協力について（依頼）

（公財）ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところですが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は（公財）ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

（参考）

三者会談確認書（昭和48年12月23日）（略）

3 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーションの取組

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条並びに食品衛生法第64条及び第65条）。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の重要な一要素として、関係者相互間の情報及び意見の交換を行うもの。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、Twitterを用いた情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力を改めて御礼を申し上げます。
- 本年1月5日より食品安全情報に関するTwitterを開始した。食品安全に特化した情報を発信するので、業務の参考にしてください。
- 各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、願います。厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

- また、厚生労働省においては、作成したパンフレット等を厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/pamph.html) に掲載しているのので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。